

今後の運用方針等について

川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱等の改定に伴う今後の運用について、以下の通り対応をいただくようお願いいたします。

1. 運用について

(1) 新システム切替時期（新様式による受付時期）

整理券を発券するためのシステムについて、要綱改定に伴う新システムへの切替を3月中に行う必要があり、3月17日（月）定時後に切替作業を行います。

新システム切替後は、旧様式の使用ができなくなるため、現時点で発生土搬入中又は、搬入が完了した案件についても3月18日（火）より新様式でのご依頼をお願いいたします。

ただし、新券種（3 t、8 t）の整理券発券については、原則4月1日以降からの受付とさせていただきます。

(2) 土砂検定方法変更に伴う特例について

土砂検定方法の基準値及び項目が変更となります。原則、浮島への搬出時の土砂検定方法を採用していただくようお願いいたします。よって、現時点で4月以降に搬入することが分かっている案件については、新しい土砂検定方法（指定37項目）を行っていただくようお願いいたします。

ただし、既に検定試験を提出済みのものや実施済みのものについて、再度検定試験のやり直しは求めています。また、要綱改定通知日（令和7年2月14日）時点で既に現場の試料を検定会社に提出済み、又は検定会社に依頼済みの場合についても、旧土砂検定方法（指定35項目）での受け付けをさせていただく場合もございますのでご相談いただくようお願いいたします。その場合、日付等確認出来る資料をご提出いただきたいと思いますと考えていますので、ご準備いただくようお願いいたします。

なお、自然由来等の理由により基準値を超過したと考えられる場合は、個別に調整の上判断いたします。人為的由来により基準値を超過したと考えられる場合は、個別に調整の上、汚染部分を特定するなどし、建設発生土として受け入れられる部分については、受け入れる場合もございます。いずれの場合も、一度、港湾局庶務課技術監理担当宛てにご相談ください。

(3) 当初発券した整理券（未使用券）の券種変更が必要な場合

当初発券した整理券（未使用券）について券種の変更が必要な場合は、変更発券依頼書（第4号様式）にて必要な整理券の券種及び枚数を申請いただくとともに、メール本文に不要になった（停止してよい）整理券の券種及び枚数をお示しください。

例）当初10 t 券2枚の発券をしたが、4 t 券5枚に変更したい場合

変更発券依頼書には4 t 券5枚と記載。メール本文には10 t 券2枚を停止し、4 t 券5枚に変更する旨記載する。

（４）余分な整理券について

契約外の発生土の受入を防ぐため、契約土量及び発券枚数の整合性を確認しております。よって、契約土量に対して整理券の発券枚数が多いご依頼については、お断りさせていただいております。

ただし、ダンプトラックの都合上、１、２枚程度であれば発券させていただく場合もございます。

例）５５ｍ³の発生土を１０ｔ車（５．５ｍ³地山換算）で搬出する場合

５５ｍ³÷５．５ｍ³＝１０枚 ⇒ １０～１２枚の発券依頼…承認

⇒ １３枚～の発券依頼…拒否

（５）港湾局にて行う建設発生土等受入土量について

港湾局では毎年３回の調査を行っております。土量調査結果を基に浮島指定処分地の海面埋立計画を立てており、土量が多い場合など、処分地との調整を行わなければ受入れが難しい場合もあるため、土量調査については確実に回答していただくようお願いいたします。

また、土量調査終了後に、回答内容について大幅な変更がある場合については、分かった時点で港湾局庶務課技術監理担当宛てご連絡いただくよう併せてお願いいたします。

	調査時期	対象	備考
１	年度初め	当該年度	※３月議会後に併せている ※異動があるため４月に入ってから
２	年末	当該年度	※年度内発注締切り時期に併せている
３	予算要求時期	次年度	

２．トラブル事例等

（１）整理券余ることについて

数１０枚～１００枚単位で整理券余る案件が出てきており、多めで申請した事例や当初が想定土量だった事例もございました。契約外の土の搬入を防ぐため、原則は契約土量及び整理券の必要枚数を申請いただくこととなっておりますので、改めてご確認及びご注意くださいようお願いいたします。

また、浮島指定処分地は発生土の受入収入にて処分地の海面埋立委託の事業費を組んでおりますので、当初ご依頼いただいた整理券が大幅に減ってしまう場合には事業費に影響がでてしまい、発生土の受入が困難になってしまう場合がございます。やむを得ず、大幅な土量の減少など生じてしまった場合でも、分かった時点で必ず港湾局庶務課技術監理担当宛てご連絡いただくようお願いいたします。

（２）河川区域の範囲考え方について

本要綱では河川区域の発生土の場合、土砂検定が必要となっており、河川区域の範囲としては河川法の河川区域としております。水の流入部のみを河川区域としていないことを改めてご確認ください。

なお、一般的に河川区域は堤防右岸の法尻～左岸の法尻までを指すとされておりますが、河川（場所）によって異なります。河川区域の判断については河川図面等を確認する必要がありますが、ホームページ等で公開がない場合、各河川管理者等に問い合わせが必要となりますのでご注意ください。

港湾局庶務課技術監理担当への河川図面等への提出についても今後検討させていただきます。